

2025 年 8 月 8 日

各 位

会社名 高 砂 熱 学 工 業 株 式 会 社
(コード番号 1969 東証プライム)
代表者名 役職名 代表取締役社長
氏名 小島 和人
問合せ先 役職名 取締役執行役員
責任者 財務・IR 統括部長
氏名 森野 正敏
T E L (03) 6369-8215

株式報酬制度の株式追加取得に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、2018 年より導入している当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役、国外居住者を除く。以下同じ。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。当社の取締役、執行役員および理事を併せて、以下「取締役等」という。）、ならびに当社の連結子会社 3 社（TMES 株式会社、日本ピーマック株式会社およびヒューコス株式会社。以下「対象子会社」という。）の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。以下「対象子会社取締役」という。また、取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、対象子会社の制度設計を一部見直し、制度対象者の拡大や業績連動幅の改定等を行うこととし、見直し後の本制度を運用するために当社が設定した信託（以下「本信託」という。）による当社株式の追加取得を行うための原資となる金銭の追加拠出を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本信託による当社株式の追加取得の理由

当社および対象子会社は、中長期的な経営戦略と対象取締役等の報酬の連動性を一層高めるために、本制度を導入しております。

本制度は、対象取締役等に対し、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付および給付（以下「交付等」という。）するインセンティブプランです。

当社グループは、「高砂熱学グループ長期ビジョン 2040」として掲げる目指す姿の実現に向けて、その第 1 フェーズとなる 2023 年度から 2026 年度までを対象とした「中期経営計画 2026 Step for the FUTURE ー未来への船出の 4 年間ー」を策定しております。かかる中期経営計画の達成に向けた取締役等の中長期の取組みや活動の結果を報酬に適切に反映し、さらなる企業価値向上に向けた動機づけとすることを目的として、当社では、2024 年 5 月 14 日開催の取締役会決議および 2024 年 6 月 19 日開催の第 144 回定時株主総会決議を経て、取締役等を対象とした本制度の継続および一部改定を行っております。

今般、対象子会社においても中期経営計画の達成に向けた中長期の取組みや活動の結果を報

酬に適切に反映し、当社グループ一体となったさらなる企業価値向上に向けた動機づけとすることを目的として、本制度の制度対象者の拡大や業績連動幅の改定等、制度設計の一部改定を行うこととしました。

これにより、2024年8月6日付「株式報酬制度の継続に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」で本信託が取得した当社株式数では、対象子会社取締役および今回の制度改定により拡大した制度対象者に交付される当社株式の総数に対して不足が生じる見込みとなるため、今般、追加信託を行い、本信託による当社株式の追加取得を行うこととしました。

なお、本信託の詳細につきましては、2018年5月11日付「株式報酬型ストックオプション制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2021年5月14日付「株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」、当社第143回定時株主総会招集ご通知第7号議案および2024年5月14日付「株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 対象子会社における金額および株式数の上限の変更

本制度に基づいて対象子会社が本信託に拠出する金額は、対象期間（3事業年度）ごとに、合計90百万円を上限とし、また、本制度に基づいて対象子会社取締役に交付等される当社株式等の総数は、1事業年度あたり、合計18,900株を上限としておりましたが、本制度の制度設計の一部改定に伴い、対象子会社が本信託に拠出する金額および交付等される株式数の上限を引き上げ、それぞれ対象子会社全体で1事業年度あたり合計100百万円および合計26,100株に変更いたします。対象子会社では、本信託に拠出する金額および本制度に基づいて交付等される当社株式等の総数に関して各対象子会社の株主総会で承認を得ております。

3. 本信託の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| (5) 受益者 | 対象取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当社および対象子会社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| (7) 信託契約日 | 2018年8月9日 |
| (8) 信託の期間 | 2018年8月9日～2027年8月31日 |
| (9) 制度開始日 | 2018年10月1日 |
| (10) 議決権行使 | 行使しない |
| (11) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (12) 追加信託金の額 | 104百万円（予定）
(信託報酬・信託費用として別途信託内に残存する金銭を充当) |
| (13) 株式の取得時期 | 2025年8月19日（予定）～2025年9月1日（予定） |

- (14) 株式の取得方法 株式市場より取得
- (15) 帰 属 権 利 者 当社
- (16) 残 余 財 産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上